

平成24年2月15日

組合員 各位

西洋ふき（バターバー）の毒性についての通達

無添加食品販売協同組合
東京都品川区南大井 2-9-2
TEL：03-3298-3681
FAX：03-3298-3680

農林水産省より、西洋ふき（バターバー）について、肝毒性との関連の疑いが確認されたので、組合員への告知と対応の指示がありました。厚生労働省より、以下の通達が出ておりますので、ご確認と対応をお願いいたします。花粉症対応として健康補助食品にわずかに配合されている場合が多いとのことです。販売商品の確認と、もし販売を行っている場合は販売の休止のご対応をお願いいたします。

（厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課新開発食品保健対策室よりの報道発表資料）

バターバー（西洋フキ）を含む食品の摂取に関する注意喚起についての対応

英国医薬品庁がバターバー（西洋フキ）について自主回収等の措置を講じていることから、バターバー又はバターバーを含む食品の摂取については、消費者に対し念のため控えるよう注意喚起するとともに、事業者に対し当面販売を中止するよう指導することとしましたのでお知らせします。

今般、英国医薬品庁(MHRA)は、英国内で販売されているハーブ医薬品として未承認のバターバーを含む製品について、**肝毒性と関連する疑いがあることを踏まえ**、事業者に対して自主回収するよう依頼するとともに、消費者に対して使用を中止するよう注意喚起を行いました。

バターバーには、重篤な肝障害を起こす疑いのあるピロリジジンアルカロイドが含まれていますが、MHRAによると、ピロリジジンアルカロイドがほとんど除去されている製品での肝毒性(40例)も報告されているとのことから、その詳細については、現在、情報収集中です。

現時点では、我が国においてバターバー又はバターバーを含む食品を摂取したことによる健康被害事例は報告されていませんが、これらの食品を花粉症等向けとして販売宣伝している個人輸入代行サイト等が見られるため、バターバー又はバターバーを含む食品の摂取について、念のためお控えいただくよう消費者への注意喚起をお願いします。

なお、バターバー又はバターバーを含む食品の販売を当面行わないよう、都道府県等を通じ関係事業者に指導することとしています。

<バターバー（西洋フキ）>

【英名】Butterbur 【学名】Petasites hybridus 【分類】キク科フキ属
ヨーロッパ、北及び西アジアが原産で、我が国に自生しているフキ
(Petasites japonicus)とは、同属別種。

厚生労働省 本記事アドレス <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002293g.html>